

燕市特別職の指定に関する条例の制定について

燕市特別職の指定に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別職の指定に関する条例

(特別職の指定)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号の規定に基づき、市長が指定する直轄の特別重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定する。

- 2 前項の特別職の職名は、政策監とする。
- 3 政策監は、2人以内とする。
- 4 政策監の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(給料、手当及び旅費の支給)

第2条 政策監には、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び旅費(以下「給与等」という。)を支給する。

- 2 給与等の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。